

群馬大学医学部附属病院保険診療委員会規程

平成16. 4. 1 制定
改正 平成17. 4. 1 平成22. 4. 1
平成26. 4. 1 平成26.12. 9
平成27. 9. 8 平成29. 6.13
平成30. 4. 1 令和 4. 7. 5
令和 8. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に群馬大学医学部附属病院保険診療委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、保険診療等に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保険診療の理解と適正化に関すること。
- (2) 診療報酬の請求方法の改善に関すること。
- (3) 診療報酬の減点及び返戻の対策に関すること。
- (4) 適切なD P C コーディングに関すること。
- (5) その他必要と認める事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 保険診療管理センター長
- (2) 内科系及び外科系から選出された診療科長 各1人
- (3) 群馬県社会保険診療報酬支払基金及び群馬県国民健康保険団体連合会から委嘱された本院の審査委員
- (4) 内科診療センターから選出された教員（第2号の委員を除く。）4人
- (5) 外科診療センターから選出された教員（第2号の委員を除く。）3人
- (6) 内科診療センター及び外科診療センターを除く各診療科から選出された教員（第2号の委員を除く。） 各1人
- (7) 中央診療施設等の各部から選出された教員 若干人
- (8) 薬剤部長
- (9) 看護部長
- (10) 医事課長
- (11) 医療支援課長
- (12) 診療録情報を管理する診療記録管理者

(任 期)

第4条 前条第2号、第4号から第7号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き、保険診療管理センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月5日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。